

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年8月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
-----------------	----

厚生年金保険関係	3件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600023号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600045号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年3月31日から同年4月1日まで

A社に、平成3年3月31日まで勤務したと記憶しているが、年金の記録では、同年3月が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社に平成3年3月31日まで勤務していた旨主張している。

しかしながら、A社は、請求者の退職日は平成3年3月30日である旨回答しているところ、同社から提出された「退職者リスト」において請求者の退職年月日が同日と記載されていることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録において、請求者の離職年月日は、平成3年3月30日であることが確認でき、当該記録は、企業年金連合会から提出された厚生年金基金に係る「中脱記録照会(回答)」の加入記録における加入員資格喪失年月日及びオンライン記録で確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合する。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者である複数の同僚に照会し、請求者の請求期間における勤務を確認できる資料等を求めたが、具体的に確認できるものはないとして、資料の提供は得られない。

加えて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定により、請求期間について保険給付の計算の基礎となる記録訂正を行うためには、事業主が請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたことが認められる必要があるが、事業主は給与から厚生年金保険料を控除したか否かは、保存期間経過により資料がなく不明である旨回答している上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び

周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600088号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600046号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和62年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和62年10月1日から昭和63年1月1日まで

昭和62年3月に大学を卒業し、請求期間①はA社、請求期間②はB社にそれぞれ勤務していたが、請求期間①及び②について厚生年金保険の加入記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、A社において、厚生年金保険被保険者記録がある同僚の回答により、勤務期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、元事業主は、同社は平成26年に費用不足による破産手続廃止の決定を受けており、関係資料が残っていないため、請求期間①当時の詳細を確認することができず、請求者の厚生年金保険に係る資格取得の届出、保険料控除等について不明である旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間①当時に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の氏名を確認したが、その中に請求者の氏名はなく、健康保険証の番号(整理番号)に欠番はない。

さらに、請求期間①当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の被保険者について、同社に係る雇用保険の加入記録があるが、請求者については、同社に係る雇用保険の加入記録はない。

なお、請求者から提出された預金通帳の写しには、昭和62年5月25日、同年6月25日及び同年7月25日に給料の振込額が記載されているところ、この記載のみでは、当該給料から

厚生年金保険料が控除されていたことを推認することはできない。

- 2 請求期間②について、請求者がB社の同僚として名前を挙げた者の陳述により、勤務期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、請求期間②及びその前後の期間について、厚生年金保険に係る被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を確認したが、請求者の氏名は見当たらないことから、請求者の厚生年金保険に係る資格取得の届出を行っていない旨回答している上、同社の担当者は、保存期限経過のため、当時の厚生年金保険料控除を確認できる賃金台帳、源泉徴収簿等の資料はない旨陳述している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、請求期間②当時に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の氏名を確認したが、その中に請求者の氏名はなく、健康保険証の番号（整理番号）に欠番はない。

さらに、請求期間②当時にB社において厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の被保険者について、同社に係る雇用保険の加入記録があるが、請求者については、同社に係る雇用保険の加入記録はない。

- 3 請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の記号番号は、自身が所持する年金手帳に記載された厚生年金保険の記号番号とは別のものであった旨陳述しているところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に別の厚生年金保険の記号番号が付与された形跡は見当たらない。

なお、請求者が請求期間①及び②当時の住所地であったとするC町は、請求者の同町における国民健康保険の資格取得日が昭和62年4月1日、資格喪失日が昭和63年4月2日であると回答していることから、請求者は請求期間①及び②において国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600096号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600047号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年11月21日から平成25年5月21日まで
A社に午前8時から午後5時まで週5日間アルバイトとして勤務したが請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録により、請求者は請求期間のうち平成24年8月12日から同年10月28日までの期間以外はA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は日本年金機構へ届出した請求者に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の写しを保管しているところ、当該届書を確認したが請求者に係る届出はない旨回答しており、社会保険事務担当者は請求期間当時のアルバイト従業員は厚生年金保険に加入させていなかった旨陳述している。

また、A社から提出された請求者に係る平成24年分及び平成25年分給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」は、それぞれ9,903円及び8,195円であり、厚生年金保険料を含む1年分の社会保険料としては著しく低額であることから、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが推認できる上、社会保険事務担当者は、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

さらに、A社は請求期間における賃金台帳、給与明細書等は処分していると回答しており、請求者は請求期間の給与明細書を保管していないと回答していることから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

なお、請求期間当時に請求者が居住していたB市は、請求者は請求期間に同市の国民健康保険に加入していた旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。